

第3章 京都府の地球温暖化対策の新しい動き

1 「京都府地球温暖化対策条例」の一部改正

府では、17年12月に、都道府県で初めて地球温暖化対策に特化した条例として「京都府地球温暖化対策条例」を制定し、府民総参加の下、地球温暖化防止の取組を総合的かつ計画的に推進しています。

平成22年度が同条例に規定する温室効果ガス*の削減目標（22年度までに2年度比で10%削減）の達成の目標年度であることから、23年度以降の新たな温室効果ガスの削減目標とその達成のために必要な施策等を規定するため、22年10月に条例の一部を改正しました。

この条例改正を受けて、京都議定書*誕生の地にふさわしい新たな目標の下、今後も、市町村と連携を図りつつ、府民や企業、NPOの皆様などとともに、より実効性のある地球温暖化対策に一層取り組んでいきます。

① 条例改正の概要

(1) 温室効果ガス削減のための長期的目標の明確化

条例の前文に、「国際的に認められた知見に基づき、平成62年度までに温室効果ガスの排出量が平成2年度に比べて80パーセント以上削減された持続可能な京都を創造していくため、中長期的視点で更なる地球温暖化対策に取り組んでいく」との決意を追加し、長期的な目標を明確にしました。

(2) 地球温暖化対策の定義の改正

「地球温暖化対策」の定義に、地球温暖化への適応（地球温暖化によってもたらされている洪水被害等への適応の施策又は取組）を追加しました。

(3) 新たな温室効果ガス削減目標の設定

中期的目標	42年度までに40%削減（2年度比）
当面の目標	32年度までに25%削減（同上）

※また、上記の目標を達成するために講じるべき総合的な対策を、条例に基づく地球温暖化対策推進計画に定めることを規定しました。

(4) 新たな温室効果ガス削減目標の達成のために必要な施策等の改正及び追加

ア 府による対策

ア) 京都版CO₂排出量取引制度の構築

中小企業における温室効果ガス削減対策をはじめ、家庭における省エネ、企業やNPOによる森林整備などによるCO₂の削減（相当）量を、事業者自らの排出量の削減量として取引する制度の構築に取り組むことを追加しました。

イ) 自動車交通対策としての電気自動車等の普及促進等

電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の普及促進の規定を追加しました。

ウ) 地球温暖化への適応策の推進

地球温暖化によってもたらされる災害などに的確に適応していくための対策に取り組むことを追加しました。

(エ) 府が率先実行する取組に電気自動車等の導入等を追加

府の率先実行の取組として、府公共建築物の新增築時における府内産木材使用、自家用自動車等を使用して通勤する者の公共交通機関の利用による通勤への転換促進、電気自動車等の公用車への導入促進の規定を追加しました。

イ 事業者による対策

(ア) 環境マネジメントシステム*の導入義務化

ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入を更に積極的に推し進め、事業活動における省エネや削減対策を一層促進していくため、特定事業者（原油換算で年間1,500キロリットル以上のエネルギーを消費する事業者等）における環境マネジメントシステムの導入を努力義務から義務化に改正しました。

(イ) 公共交通機関等による通勤（エコ通勤）に係る計画書等の提出の義務化

特定事業者に対し、従業員のエコ通勤を進めるための取組の内容に係る計画書及び報告書の提出を義務化しました。

(ウ) 特定事業者以外の事業者を対象とする共同排出量削減計画書等の提出制度の創設

特定事業者以外の事業者が、事業者排出量削減計画書等を共同で提出できる規定を追加しました。

(エ) 特定事業者の削減対策の総合評価及び低評価事業者の追加削減対策に係る制度の創設

特定事業者から提出された事業者排出量削減計画書等の内容を評価するとともに、評価結果を基に、知事が必要な指導及び助言を行うことができる規定を追加しました。

ウ 建築物の対策

(ア) 特定建築物への府内産木材の使用の義務化

特定建築物（延床面積が2,000㎡以上の建築物）の新增築時における一定量以上の府内産木材使用を義務化する規定を追加しました。

(イ) 特定建築物への再生可能エネルギーの導入の義務化

特定建築物の新增築時における一定量以上の太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を義務化する規定を追加しました。

エ 自動車交通の対策

(ア) 電気自動車等の普及促進の明示

温室効果ガスを排出しない又は温室効果ガスの排出量の少ない自動車として電気自動車を明示しました。

オ その他

(ア) 立入検査規定の改正

特定建築物への府内産木材の使用等の義務化に伴い、当該建築物への立入検査の規定を整備しました。

(イ) 勧告規定の改正

特定建築物への府内産木材の使用等に係る計画書の提出義務化に伴い、基準不適合に関する勧告の規定を整備しました。

②その他特記事項

改正条例の施行は23年4月1日からです。ただし、特定建築物への府内産木材使用及び再生可能エネルギー導入義務化の規定については、24年4月1日からとなります。

2 電気自動車等の普及促進

自動車は、移動・運搬の手段として生活に不可欠なものですが、一方で、温室効果ガスであるCO₂の排出等環境に様々な負荷を与えています。

そういった中で、**電気自動車（EV）***や**プラグインハイブリッド自動車（PHV）***については、電気エネルギーによる走行時には、温室効果ガスであるCO₂を全く排出せず、充電のための電力の製造時のCO₂の発生を考慮しても、通常のガソリン自動車と比べて約1/4であり、運輸部門における地球温暖化対策としても大変有効な施策となります。

また、電気自動車等は、電気走行時の騒音が少なく、NO_x等の排気ガスもゼロであることから大気汚染の防止にも役立ち、また、使用している電気は、水力発電や太陽光発電など様々な方法で作成でき、石油資源に頼っている自動車のエネルギー源の多様化などにつながる利点があります。

京都府では、20年10月に「京都府次世代自動車普及推進協議会」を設置し、電気自動車等の普及促進策を検討するとともに、電気自動車等を公用車として利用しながら走行データを取得する実証実験を開始しました。

その後、早期の本格普及を目指し、全国初となる電気自動車等の普及促進を目的とした「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定（21年4月施行）するとともに、22年3月に「京都府電気自動車等普及促進計画」を策定し、普及促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、21年3月には、経済産業省から、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の本格普及を図る「EV・PHVタウン」の第1期選定地域（全国8箇所の中の1箇所）として選定されました。

さらに、22年6月から、府内で対象のEV・PHVのレンタカーやタクシーで対象の寺院・神社、食事施設、観光施設及び体験施設を訪れた方に記念品の贈呈等の特別優待を行う「京都EV・PHV物語」を開始するとともに、22年7月には、京都府庁に太陽光発電を活用したCO₂の排出しない「カーボンフリー急速充電器」を設置し、一般開放しています。

また、電気自動車により安心して府内を走行できるよう、京都府では府内各地に電気自動車用急速充電器の整備を進めるとともに、民間事業者と連携した充電インフラの整備を進めています。

①京都EV・PHV物語

京都府では、走行に際してCO₂排出量が少なく、環境にやさしいEV・PHVのレンタカー・タクシーで、対象の寺院・神社、食事施設、観光施設及び体験施設などを訪れた方に、記念品の贈呈などの特別優待を行う「京都EV・PHV物語」を22年6月から実施しています。

また、レンタカー・タクシーの各事業者は事業収益の一部を、ふるさと納税制度を活用した府内の文化財保護のための基金である「文化財を守り伝える京都府基金」に寄付していただき、文化財保護にもご協力を頂くこととしています。

図1-6 京都EV・PHV物語パンフレット



図1-7 オープニングセレモニー



②カーボンフリー急速充電器

京都府では、走行時にCO₂を排出しない電気自動車への充電に際して、太陽光発電を活用したカーボンフリー急速充電システムを、22年7月に京都府庁（2号館前）に設置し、一般開放しています。本システムは、京都府庁2号館屋上に設置されている太陽光発電（20kW）により発電した電気を、特殊な蓄電装置にて蓄電し、電気自動車やプラグインハイブリット自動車への急速充電及び普通充電（200V）が可能なシステムとなっています。

図1-8 カーボンフリー急速充電器システム

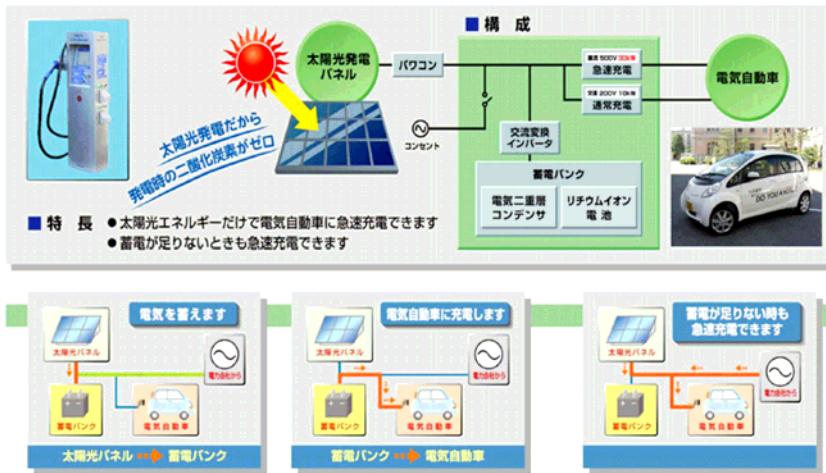


図1-9

カーボンフリー急速充電器



③充電インフラネットワーク

京都府では、府内を安心して走行できるよう急速充電器や普通充電器（200Vコンセント等）を率先整備するとともに、民間事業者等と連携し、充電インフラの整備を進めています。

また、府内の充電インフラの位置情報を取りまとめた充電インフラマップを作成・配布するとともに、GISシステム（京都府・市町村共同統合型地理情報システム）によりHPや携帯電話から位置情報検索を可能としており、電気自動車等の利用者に安心して走行できる環境整備と情報提供を進めています。

図1-10 充電インフラマップ



図1-11 GISシステム

（京都府・市町村共同統合型地理情報システム）

